

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う 漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案概要

我が国をめぐる国際環境にかんがみ、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者の発生が今後においても予想されることから、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限をそれぞれ5年延長する等の措置を講ずる。

1 概要

(1) 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正

法の有効期限の延長

平成15年5月16日まで 平成20年5月16日まで

駐留軍関係離職者に対する雇用・能力開発機構の債務保証の廃止

(2) 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正 法の有効期限の延長

平成15年6月30日まで 平成20年6月30日まで

< 参考 > 施策の概要

駐留軍関係離職者等臨時措置法関係

- ・ 就職指導票の交付及び就職指導の実施
- ・ 職業転換給付金の支給 等

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法関係

- ・ 漁業離職者求職手帳の発給及び就職指導の実施
- ・ 職業転換給付金の支給 等

2 施行期日

公布の日。ただし、駐留軍関係離職者に対する債務保証の廃止については、平成16年3月1日（雇用・能力開発機構の解散の日）。

照会先：職業安定局雇用開発課（内線5844）

産業雇用構造調整室（内線5777）